

**【表紙】**

**【提出書類】** 意見表明報告書

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成25年4月1日

**【報告者の名称】** ガンホー・オンライン・エンターテイメント株式会社

**【報告者の所在地】** 東京都千代田区丸の内三丁目8番1号

**【最寄りの連絡場所】** 東京都千代田区丸の内三丁目8番1号

**【電話番号】** 03 6895 - 1650

**【事務連絡者氏名】** 取締役CFO財務経理本部長 坂井 一也

**【縦覧に供する場所】** ガンホー・オンライン・エンターテイメント株式会社  
(東京都千代田区丸の内三丁目8番1号)  
株式会社大阪証券取引所  
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

**1 【公開買付者の氏名又は名称及び住所又は所在地】**

名称 ソフトバンクモバイル株式会社  
所在地 東京都港区東新橋一丁目9番1号

**2 【公開買付者が買付け等を行う株券等の種類】**

普通株式

**3 【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】****(1) 本公開買付けに関する意見の内容**

当社は、平成25年3月25日開催の取締役会において、公開買付者による当社普通株式を対象として実施する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に関し、賛同の意見を表明することを決議いたしました。一方、本公開買付けにおける当社株式の買付け価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様の判断に委ねることを決議いたしました。

**(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由**

公開買付者の最終親会社であるソフトバンク株式会社（以下「ソフトバンク」といいます。）は、現在、全ての議決権を所有するソフトバンクBB株式会社（以下「ソフトバンクBB」といいます。）を通じ当社の株式387,440株（注1）（所有割合（注2）：33.63%）を所有しており、当社は、ソフトバンクの持分法適用関連会社に該当しております。

この度、公開買付者は、当社の第3位の大株主であるアジアングループ合同会社（所有株式数：166,710株、所有割合：14.47%、以下「アジアングループ」といいます。）が所有する当社株式の一部を取得することです。

なお、ソフトバンクの代表取締役社長であり、かつ公開買付者の代表取締役社長兼CEOである孫正義氏は、当社の代表取締役会長である孫泰蔵氏が代表取締役を務める、当社の第2位の大株主であり、孫泰蔵氏の資産管理会社である株式会社ハーティス（所有株式数：213,080株、所有割合：18.50%、以下「ハーティス」といいます。）との間で、平成25年4月1日付で当社株式に関し、「質権実行の猶予に係る議決権の行使に関する覚書」（以下「本覚書」といいます。）を締結しているとのことです。本覚書においては、孫正義氏が取締役を務め、その資産管理会社である有限会社孫ホールディングスから、ハーティス所有の当社株式に係る質権実行の猶予を受けるために、ハーティスは、平成25年4月1日を効力発生日として、当社の株主総会において孫正義氏の指図するところに従ってその所有する全ての当社株式に係る議決権を行使する旨を合意しているとのことです。この点、ソフトバンクは平成26年3月期第1四半期から国際財務報告基準（IFRS）を適用しており、その結果、本覚書の効力発生により、ソフトバンクが全ての議決権を所有するソフトバンクBB（所有株式数：387,440株、所有割合：33.63%）及びソフトバンクと緊密な関係がある孫正義氏と合わせて、当社株式の議決権の過半数（ソフトバンクBB及びハーティスの所有株式数の合計600,520株に係る議決権：600,520個、議決権所有比率（注3）：52.13%）を占めることになるため、当社はソフトバンクの連結対象となっております。（注4）

本公開買付け後の経営方針として、公開買付者は、当社の有するゲームコンテンツ企画力及び開発力を高く評価するものであり、今後も独立性の高い自由闊達な社風を尊重することにより、質の高いゲームコンテンツ開発が維持されるとの判断から、経営の自主性及び独立性を最大限尊重し、当社の優れた創造性と開発力を活かす所存であるため、当社の役員構成につきましては現状を維持するとのことです。双方のシナジー効果を最大限に発揮する具体的な協業内容については今後協議・検討していく予定です。

なお、当社は平成10年にソフトバンクと米国オンセール社（ONSALE, Inc.）が設立した合弁会社「オンセール株式会社」を起源とし、ソフトバンクB B（所有株式数：387,440株、所有割合：33.63%）が筆頭株主となり、その最終親会社であるソフトバンクの持分法適用関連会社です。現在は主に自社で企画・開発したオンラインゲーム及びライセンス使用許諾を受けた他社開発ゲームコンテンツの配信・運営（PCオンライン事業）、並びに家庭用ゲーム機、携帯型ゲーム専用機、及びスマートフォン（高機能携帯電話）向けのゲームソフト・ゲームコンテンツの自社企画・開発・販売・配信（モバイルコンシューマ事業）等を行っております。近年のスマートフォンが世界規模で普及・拡大し、様々な端末がインターネットに接続されるなど、市場の変化に柔軟に取り組むことが求められる中、当社グループは経営方針として「新規価値の創造」と「既存価値の最大化」を掲げ、世界一のエンターテインメント企業を目指して事業を拡大してまいりました。身近にある様々な端末のオンライン化が加速的に進み、従来ゲームに参加していなかった非ユーザー層がゲームに参加し始め、ゲーム人口がさらに拡大を続けていくことが予想され、当社グループは近年特にスマートフォンの世界規模の普及と市場の拡大を注視し、スマートフォンゲームの企画・開発・配信に注力してきました。

このような状況の中、当社は平成25年2月下旬より公開買付者との間で本公開買付けの実施について協議を開始し、その後複数回に亘り協議を重ねました。その結果、公開買付者が当社の有するゲームコンテンツ企画力及び開発力を高く評価し、今後も独立性の高い自由闊達な社風を尊重することにより、質の高いゲームコンテンツ開発を期待すること、ソフトバンクグループのグローバルな経営資源を活用することにより、グローバル市場における更なる成長を期待できること、ゲーム開発会社としての当社の独立性が尊重されるとともに、現経営体制（役員構成）がそのまま維持されることから、公開買付者が当社株式の一部を新たに所有し、直接的な資本関係の構築を行うことには異存なしとして、決議に出席した取締役の全員一致により、平成25年3月25日開催の当社取締役会において、本公開買付けに賛同することを決議いたしました。

公開買付者は、本公開買付価格を決定するにあたり、当社株式の市場株価の終値平均を参考に、公開買付者と応募合意株主であるアジアグループとの間で合意できる価格をもって決定する方針を採用したとのことです。その上で、当社株式が株式会社大阪証券取引所の開設する市場であります「JASDAQスタンダード市場（以下「JASDAQ市場」といいます。）に上場していることを勘案し、当社の平成24年12月期の決算発表の翌日である平成25年2月15日から平成25年3月22日までの当社株式の終値単純平均（3,402,760円、小数点以下を切捨て、終値単純平均の算出において以下同様に計算しております。当社株式分割希薄化後株価（注5）では、340,276円、小数点以下を四捨五入し、当社株式分割希薄化後株価の算出において以下同様に計算しております。）を参照しつつ、公開買付者及びアジアグループとの間で協議・交渉を行った結果、最終的に平成25年3月25日に本公開買付価格を340,276円（注6）と決定したとのことです。

本公開買付価格である340,276円は、本公開買付けについての公表日の前営業日である平成25年3月22日の当社株式のJASDAQ市場における終値（4,620,000円）に基づく当社株式分割希薄化後株価（462,000円）に対して26.35%（小数点以下第三位を四捨五入、ディスカウント又はプレミアムの値の算出において以下同様に計算しております。）ディスカウントした価格、同日までの過去1ヶ月間（平成25年2月25日から平成25年3月22日まで）の終値単純平均（3,676,789円）に基づく当社株式分割希薄化後株価（367,679円）に対して7.45%ディスカウントした価格、同過去3ヶ月間（平成24年12月25日から平成25年3月22日まで）の終値単純平均（2,206,438円）に基づく当社株式分割希薄化後株価（220,644円）に対して54.22%のプレミアムを加えた価格、同過去6ヶ月間（平成24年9月24日から平成25年3月22日まで）の終値単純平均（1,312,277円）に基づく当社株式分割希薄化後株価（131,228円）に対して159.30%のプレミアムを加えた価格にそれぞれ相当します。

なお、公開買付者は、公開買付者の最終親会社であるソフトバンクが全ての議決権を所有しているソフトバンクB Bが当社株式387,440株（所有割合：33.63%）を所有することにより、ソフトバンクの持分法適用関連会社として相当程度に把握している当社の事業に関する情報を踏まえて公開買付者が想定した当社株式の価値は、本公開買付価格以上であると判断したため、公開買付者は本公開買付価格を決定する際に、第三者算定機関による算定書を取得していないとのことです。

本公開買付価格については、公開買付者が当社の株価推移等を勘案の上で決定したものであり、当社は第三者算定機関に株式価値評価を依頼しておらず、本公開買付価格が当社の公正な株式価値を反映したものであるかどうかの独自の確認をしておりません。当社の取締役会は、公開買付者が当社株式を取得することは当社の企業価値増大に貢献すると判断しておりますが、本公開買付価格に関しては、公開買付者と応募合意者株主であるアジアグループとの協議・交渉の結果を踏まえ決定されたものであること、及び、本公開買付けにおいては買付予定数の上限が設定され本公開買付け後も当社株式が上場維持される予定であるため、当社株主としては本公開買付け後も当社株式を所有することも十分な合理性が認められることに鑑み、本公開買付価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様判断を委ねることといたします。なお、当社は、本公開買付価格をもって、当社株式の市場価格として適正・妥当な水準であると考えているものではありません。

- (注1) 当社が平成25年2月14日に公表した「株式分割および定款一部変更に関するお知らせ」のとおり、当社は平成25年4月1日を効力発生日として1株につき10株の割合をもって株式分割（以下「当社株式分割」といいます。）を行ったため、本報告書中の当社株式の数については、原則として、当社株式分割前の株式数に10を乗じて算出し、当社株式分割後の株式数に換算した数値（以下「当社株式分割後株式数」といいます。）で記載しております。
- (注2) 「所有割合」とは、当社が平成25年3月22日に提出した第16期有価証券報告書に記載された平成24年12月31日現在の当社の発行済株式総数（114,981株）に10を乗じて算出された株式数（1,149,810株）に、同有価証券報告書に記載された当社の平成16年5月17日開催の臨時株主総会決議及び平成16年6月21日開催の臨時取締役会決議に基づき平成16年7月30日に発行された第1回新株予約権（以下「第1回新株予約権」といいます。）の平成24年12月31日現在の数（44個）の目的となる当社株式の株（220株）に10を乗じて算出された株式数（2,200株）を加算した数（1,152,010株）に占める割合をいいます。（小数点以下第三位を四捨五入し、以下同様に計算しております。）
- (注3) 「議決権所有比率」は、当社が平成25年3月22日に提出した第16期有価証券報告書に記載された平成24年12月31日現在の当社の発行済株式総数（114,981株、当社株式分割後株式数：1,149,810株）に、同有価証券報告書に記載された平成24年12月31日現在の第1回新株予約権の数（44個）の目的となる当社株式の数（220株、当社株式分割後株式数：2,200株）を加算した数（115,201株、当社株式分割後株式数：1,152,010株）を基にして、当社株式分割後株式数（1,152,010株）に係る議決権の数（1,152,010個）を分母として計算しております。
- (注4) 本公開買付けが成立した場合、ソフトバンクが全ての議決権を所有する公開買付者及びソフトバンクBB（所有株式数：387,440株、所有割合：33.63%）が当社株式合計460,840株（所有割合：40.00%）を所有することとなり、上記本覚書の効力発生により、ソフトバンクと緊密な関係がある孫正義氏と合わせて、ソフトバンクは、当社株式の議決権の過半数（公開買付者、ソフトバンクBB及びハーティスの所有株式数の合計673,920株に係る議決権：673,920個、議決権所有比率：58.50%）を占めることになるため、日本の会計基準（JGAAP）を適用した場合においても、当社は実質支配力基準によりソフトバンクの連結対象に該当することとなります。
- (注5) 「当社株式分割希薄化後株価」とは、当社株式分割により平成25年4月1日を効力発生日として当社株式が1株につき10株の割合をもって分割されたため、当社株式分割前の当社の普通株式に係る市場株価を10で除して算出した数値に相当します。
- (注6) 当社が、当社株式分割により平成25年4月1日を効力発生日として当社株式を1株につき10株の割合をもって分割したため、本公開買付価格は当社株式分割による希薄化の効果をもとに勘案した金額となっております。

(3) 上場廃止となる見込みの有無及びその事由

当社株式は本報告書提出日現在 J A S D A Q 市場に上場しておりますが、本公開買付けは当社の上場廃止を企図するものではなく、公開買付者は73,400株（所有割合：6.37%）を上限として本公開買付けを実施いたしますので、当社株式について、本公開買付け終了後も引き続き J A S D A Q 市場の上場は維持される予定です。

(4) 公開買付者による、本公開買付け後の株券等を更に取得する予定の有無

公開買付者は、現時点において、本公開買付け終了後に当社株式を追加で取得することは予定していないとのことです。

(5) 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

独立した法律事務所からの助言

当社は、本公開買付けに係る審議に慎重を期し、取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、当社から独立したアンダーソン・毛利・友常法律事務所を法務アドバイザーに選任し、本公開買付けに対する取締役会の意思決定の方法及び過程等について法的助言を受けております。なお、本公開買付けの検討以前からアンダーソン・毛利・友常法律事務所は法務アドバイスを依頼しており、本公開買付けの検討にあたり、法務アドバイザーを変更した事実はありません。

利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

当社はアンダーソン・毛利・友常法律事務所からの法的助言を得ながら、本公開買付けに関する諸条件について慎重に協議・検討した結果、(a) 公開買付者が当社の有するゲームコンテンツ企画力及び開発力を高く評価し、今後も独立性の高い自由闊達な社風を尊重することにより、質の高いゲームコンテンツ開発を期待すること、(b) ソフトバンクグループのグローバルな経営資源を活用することにより、グローバル市場における更なる成長を期待できること、(c) ゲーム開発会社としての当社の独立性が尊重されるとともに、現経営体制（役員構成）がそのまま維持されることから、公開買付者が当社株式の一部を新たに所有し、直接的な資本関係の構築を行うことには異存なしとして、平成25年3月25日開催の取締役会において、決議に出席した取締役の全員一致により、本公開買付けに賛同する旨の決議をしました。一方で、本公開買付け価格に関しては、公開買付者と応募合意株主であるアジアグループとの協議・交渉の結果を踏まえ決定されたものであること、及び、本公開買付けにおいては買付予定数の上限が設定され本公開買付け後も当社株式の上場が維持される予定であるため、当社株主としては本公開買付け後も当社株式を所有することも十分な合理性が認められることに鑑み、本公開買付け価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様の判断に委ねることを決議しました。

上記の取締役会においては、取締役のうち、代表取締役会長である孫泰蔵氏は、ソフトバンクの代表取締役社長であり、かつ公開買付者の代表取締役社長兼CEOである孫正義氏の指示するところに従って当社株式の議決権を行使する旨を本覚書において合意しているハーティスの代表取締役を務めているため、また、大庭則一氏は、公開買付者の最終の親会社に当たるソフトバンクの財務部部長補佐兼財務管理グループ長を兼任しているため、利益相反の疑いを回避する観点から、本公開買付けに関する取締役会における審議及び決議には一切参加しておりません。当該取締役会においては、当社取締役7名のうち上記2名を除く5名の取締役全員が出席し、出席した取締役の全員一致により、本公開買付けに賛同する旨の決議を行いました。また、当該取締役会には当社の監査役3名（うち社外監査役3名）全員が出席し、いずれも、上記の取締役会における決議事項について異議がない旨の意見を述べています。

## 4 【役員が所有する株券等の数及び当該株券等に係る議決権の数】

氏名	役名	職名	所有株式数(株)	議決権の数(個)
孫 泰 蔵	代表取締役会長		3,850	3,850
森 下 一 喜	代表取締役社長		15,100	15,100
坂 井 一 也	取締役	財務経理本部長 兼CFO兼IRO	2,000	2,000
北 村 佳 紀	取締役	国際本部長	400	400
越 智 政 人	取締役	オンライン本部 上席本部長	100	100
吉 田 康 二	取締役	経営管理本部長 兼CCO		
大 庭 則 一	取締役			
安 藤 陽 一 郎	常勤監査役		200	200
上 原 浩 人	監査役			
蒲 俊 郎	監査役		200	200
計	10名		21,850	21,850

(注1) 役名、職名、所有株式数及び議決権の数は、本報告書提出日現在のものです。

(注2) 常勤監査役安藤陽一郎、監査役上原浩人及び監査役蒲俊郎は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

## 5 【公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容】

該当事項はありません。

## 6 【会社の支配に関する基本方針に係る対応方針】

該当事項はありません。

## 7 【公開買付者に対する質問】

該当事項はありません。

## 8 【公開買付期間の延長請求】

該当事項はありません。